

10月1日「法の日」にちなんで 司法書士による無料法律相談会を開催

◇会場／愛知県内の各市区町村の役場などの公共施設 ◇開催日／10月1日から10月17日にかけて開催
◇相談内容／売買・贈与・相続などの不動産登記、会社設立などの商業登記、
※簡易裁判所訴訟代理等関係業務及び訴訟書類の作成の相談など

※簡易裁判所訴訟代理等関係業務については、紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関するものについて、認定司法書士が対応します。

支部	実施地区		相談形式	実施日	実施時間	実施場所	予約(要否等)
名古屋中央	名古屋市中区	東区	面談	10月1日	10:00～16:00	東区役所 3階 第3会議室	不要
		北区		10月1日	10:00～16:00	北区役所 3階 相談室	不要
		西区		10月1日	10:00～16:00	西区役所 3階 地域力推進室相談コーナー	不要
		中村区		10月7日	10:00～16:00	中村区役所 3階 第4会議室	不要
		中区		10月1日	10:00～16:00	中区役所 5階 相談室	不要
名古屋東	名古屋市中区	千種区	面談	10月2日	10:00～16:00	千種区役所 3階 第1会議室 予約先: ☎052-683-6686	予約優先
		昭和区		10月7日	10:00～16:00	昭和区役所 6階 第2会議室 予約先: ☎052-683-6686	予約優先
		瑞穂区		10月1日	10:00～16:00	瑞穂区役所 5階 501会議室 予約先: ☎052-683-6686	予約優先
		守山区		10月8日	10:00～16:00	守山区役所 4階 第2会議室 予約先: ☎052-683-6686	予約優先
		緑区		10月5日	10:00～16:00	緑区役所 2階 第2会議室 予約先: ☎052-683-6686	予約優先
		名東区		10月2日	10:00～16:00	名東区役所 3階 第1、5会議室 予約先: ☎052-683-6686	予約優先
		天白区		10月1日	10:00～16:00	天白区役所 3階 相談室 予約先: ☎052-683-6686	予約優先
		豊明市		10月15日	10:00～16:00	豊明市中央公民館 1階 視聴覚室 予約先: ☎052-683-6686	予約優先
		日進市		10月1日	10:00～16:00	日進市役所 4階 第2会議室 予約先: ☎0561-75-1682	予約優先
		長久手市		10月2日	10:00～16:00	長久手市役所 西庁舎3階 学習室1 予約先: ☎052-683-6686	予約優先

支部	実施地区		相談形式	実施日	実施時間	実施場所	予約(要否等)
名古屋東	名古屋市中区	東郷町	電話	10月2日	10:00～16:00	東郷町役場地域協働課 予約先: ☎0561-56-0727	要予約
		熱田区	面談	10月2日	10:00～15:00	熱田区役所 2階 202会議室 予約先: ☎052-683-6686	要予約
		中川区		10月1日	10:00～15:00	中川区役所 3階 相談室 予約先: ☎052-683-6686	要予約
		港区		10月1日	10:00～15:00	港区役所 3階 第3会議室 予約先: ☎052-683-6686	要予約
		南区		10月2日	10:00～15:00	南区役所 3階 区民相談室 予約先: ☎052-683-6686	要予約
熱田海部	名古屋市中区	津島市		10月2日	10:00～15:00	津島市生涯学習センター 2階 第6会議室 予約先: ☎052-683-6686	要予約
		弥富市		10月3日	10:00～15:00	十四山総合福祉センター 2階 集会室 予約先: ☎052-683-6686	要予約
		尾張旭市	面談	10月17日	9:30～12:00	尾張旭市役所 3階 講堂1・2	不要
		春日井支部	電話	10月1日	10:00～12:00 13:00～15:00	愛知県司法書士会(☎052-684-7156)	—
		一宮	電話	10月3日	10:00～12:00 13:00～15:00	一宮支部事務所(☎0586-28-4838)	—
春日井	名古屋市中区	半田	電話	10月1日	10:00～16:00	半田支部事務所(☎0569-24-7131)	—
		碧南市	面談	10月1日	13:00～16:00	碧南市役所 2階 談話室5	不要
		西三河支部	電話	10月3日	10:00～12:00 13:00～15:00	西三河支部事務所(☎0564-58-0246)	—
		東三河支部	電話	10月10日	10:00～16:00 (最終受付15:40)	東三河支部事務所(☎0532-58-9951、9952)	—

※電話相談の場合の通話料金はお客様負担になりますのでご了承ください。
※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、面談による相談は中止となる場合があります。

もっと身近に、もっと力に!
【改正司法書士法が
施行されました】

私たち司法書士の使命は、登記・供託・訴訟等の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、自由かつ公正な社会の実現に寄与することと定められました。(令和2年8月1日施行)

「自筆証書遺言」の保管制度
が始まりました!

2020年7月10日から自筆証書遺言を法務局で保管する制度が開始されました。この制度を利用することでいくつかのメリットがあり、先に始まった自筆証書遺言の方式緩和と合わせると、より「自筆」による遺言が使いやすくなります。

遺言書保管制度のメリット

- ・紛失・亡失を防げます
- ・他人に遺言書を見られる心配がありません
- ・他人に破棄されたり、隠匿・改ざんされる心配がなくなります
- ・遺言書の形式的不備の心配がなくなります
※遺言書の内容のチェックはされません
- ・家庭裁判所での検認手続が不要になります

〈遺言書の保管申請には手数料が必要となります〉
申請に必要な書類や申請先等、制度の詳細はお近くの司法書士事務所でお尋ねください

愛知県
司法書士会館

ACCESS
金山総合駅南口 徒歩5分



愛知県司法書士会

☎052-683-6683

〒456-0018 名古屋市中区新尾頭一丁目12番3号
(金山総合駅南口より徒歩5分)

愛知県司法書士会

検索

